

改正

平成24年 3 月22日 条例第11号

平成27年 7 月 1 日 条例第34号

平成31年 3 月25日 条例第 6 号

令和 8 年 3 月24日 条例第 9 号

岩国城条例

(設置)

第 1 条 本市に、岩国城を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 岩国城の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩国城	岩国市横山三丁目

(施設)

第 3 条 岩国城に、岩国城天守閣（以下「天守閣」という。）及び望遠鏡、休憩所その他の施設を置く。

(事業)

第 4 条 天守閣では、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 天守閣の公開に関すること。
- (2) 郷土文化資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 物産の展示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業を行うこと。

(開場時間)

第 5 条 岩国城の開場時間は、午前 9 時から午後 4 時45分（入場は午後 4 時30分）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第 6 条 天守閣の陳列場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限等)

第 7 条 市長は、前条の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 天守閣の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、岩国城の管理上支障があると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、岩国城においての行為の制限及び禁止については、岩国市都市公園条例（平成18年条例第234号）第 3 条から第 6 条までの規定の例によるものとする。

(入場料)

第8条 天守閣に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、別表に定める入場料を支払わなければならない。

（使用料）

第9条 天守閣の陳列場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。

2 望遠鏡を利用しようとする者は、1回につき100円の使用料を前納しなければならない。

（入場料及び使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、入場料若しくは使用料を減額し、又は免除することができる。

（入場料及び使用料の不還付）

第11条 既納の入場料及び使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）入場者又は利用者の責めに帰さない理由により、入場又は利用することができなくなったとき。

（2）天守閣の管理上の都合により、入場又は利用の取消し若しくは変更をしたとき。

（目的外利用等の禁止）

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第13条 故意又は過失により、岩国城の建物又は設備、資料その他物品を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が入場者又は利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 天守閣の陳列場に陳列されている物件が、天災その他避けることのできない事由により損傷し、又は滅失したときは、市はその賠償の責めを負わない。

（資料等の出品依頼又は寄贈）

第14条 市長は、入場者の観覧に供するため各種の文化資料、物産等の出品を依頼し、又は寄贈を受けることができる。

2 前項の規定により、出品の依頼をした場合の借上料は支払わない。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項及び第6条の規定により出品された物件は、市の陳列品に対すると同様の注意をもって管理する。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、岩国城の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により岩国城の管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、岩国城の開場時間を変更することができる。

3 第1項の規定により岩国城の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条

第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第13条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 天守閣の陳列場の利用許可に関する業務
- (2) 天守閣への入場並びに天守閣の陳列場及び望遠鏡の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 岩国城の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第4条に定める事業を行うために必要な業務（利用料金）

第17条 第15条第1項の規定により指定管理者による管理を行う場合において、市長が岩国城の管理運営上必要があると認めるときは、第8条及び第9条の規定にかかわらず、指定管理者は入場者及び利用者（望遠鏡を利用する者を含む。次項において同じ。）から利用料金を徴収することができるものとする。この場合において、第8条及び第9条の規定は、適用しないものとする。

- 2 入場者及び利用者は、利用料金のうち、天守閣への入場に係るものについては天守閣に入場しようとするときに、天守閣の陳列場の利用に係るものについては利用の許可と同時に、望遠鏡の利用に係るものについては望遠鏡を利用しようとするときに、それぞれ前納しなければならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長が定める基準に従い後納を認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、第9条及び別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の岩国城条例（昭和39年岩国市条例第31号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。

附 則（平成24年 3 月22日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から別に定める指定管理者の指定の期間の始期の日（以下「指定管理の開始日」という。）までの間における岩国城（市長が管理することとした場合を除く。）の管理については、なお従前の例による。
- 3 改正前の岩国城条例の規定によりなされた利用の許可のうち指定管理者が管理することとした場合における処分（指定管理の開始日以後の利用に限る。）については、この条例の相当規定により指定管理者が許可したものとみなす。

附 則（平成27年 7 月 1 日 条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日 条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

- 2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（令和 8 年 3 月24日 条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 岩国城天守閣に入場しようとする者が、入場料又は入場に係る料金（以下「入場料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納入している場合において、施行日以後に当該入場料等の納入に係る入場を行うときは、当該入場料等の額については、なお従前の例による。

別表（第 8 条関係）

区分	普通入場料		団体入場料
	一般	セット	一般
	1 人につき	1 人につき	1 人につき

大人	350円	300円	300円
小人 6 歳から12歳までの者（小学生）	200円	150円	150円

備考

- 1 15人以上を団体扱いとする。
- 2 「セット」とは、岩国城入場料、岩国城索道旅客運賃及び錦帯橋入橋料を同時に支払う場合をいう。